

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）
(Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

2011年1月

1. 本条約の概要

- (1) 本条約は、監護権の侵害を伴う国境を越えた子の移動について、そのような移動が子の利益に反するとの考え、及び監護権の所在を決着させるための本案手続は移動前の常居所地国で行われるべきであるとの考えに基づき、子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組み等を定めるものである。
- (2) 子を連れ去られた者（申立人）が、子が現に所在すると考えられる国の中央当局に対して子の返還の申立てをした場合、当該国の中央当局は、子の所在を発見する等の適当な措置を迅速にとり、申立人が子の返還を求める司法当局等の手続をとるための便宜を与えるといった措置をとる。また、司法当局等により子の返還が命じられた場合には、中央当局は、子を移動前の常居所地国に安全に返還するための措置をとる義務を負う。
- (3) 本条約に基づく手続においては、子を移動前に住んでいた常居所地国に返還することが原則であるが、子を危難にさらすことになる等の事由がある場合には、子が現に所在する国の司法当局等は子の返還を拒否することができる。

2. 作成経過及び各国の締結状況（別紙：締約国一覧）

- (1) 本条約は、1980年10月25日にハーグ国際私法会議において採択され、1983年に発効した。
- (2) 本年1月現在、締約国は84か国（米国、カナダ、オーストラリア、すべてのEU加盟国等）に達し、G8諸国中、未締結であるのは日本とロシア（別紙）。

(別紙)

(参考)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 締約国一覧

(2011年1月現在)

アジア

中国
(香港、マカオのみ)
シンガポール
スリランカ
タイ

北米

カナダ
米国

中南米

アルゼンチン
バハマ
ベリーズ
ブラジル
チリ
コロンビア
コスタリカ
ドミニカ共和国
エクアドル
エルサルバドル
グアテマラ
ホンジュラス
メキシコ
ニカラグア
パナマ
パラグアイ
ペルー
セントクリストファー・ネイビス
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ

欧州

アルバニア
アルメニア
オーストリア
ベラルーシ
ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア
キプロス
チェコ
デンマーク
エストニア
フィンランド
フランス
グルジア
ドイツ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
ラトビア
リトアニア
ルクセンブルグ
マルタ
モルドバ
モナコ
モンテネグロ
オランダ
ノルウェー
ポーランド
ポルトガル
ルーマニア
サンマリノ

セルビア
スロバキア
スロベニア
スペイン
スウェーデン
スイス
マケドニア
トルクメニスタン
ウクライナ
英国
ウズベキスタン

大洋州

オーストラリア
フィジー
ニュージーランド

中東

イスラエル
トルコ

アフリカ

ブルキナファソ
ガボン
モーリシャス
モロッコ
セイシェル
南アフリカ
ジンバブエ

計 84 か国
(アルファベット順)